



埼玉県報

第396号
令和5年(2023年)
3月17日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則 (教職員採用課)
- 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通総務課)

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定 (水環境課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 美里第二土地改良区の役員就退任届 (本庄農林振興センター)
- 県営土地改良事業円良田湖地区(農業用ため池緊急耐震化対策事業)の工事完了(大里農林振興センター)
- 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査の実施 (畜産安全課)
- 家畜伝染病予防法第6条第1項の規定による告示 (畜産安全課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく基本測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)

- 蓮田都市計画道路事業の事業認可（道路街路課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路環境課）
- 草加都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道の変更認可（下水道事業課）
- 県道和光インター線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道新倉蕨線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道上尾環状線の供用の開始（北本県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道ふじみ野朝霞線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道日高川島線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道平方東京線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道越谷流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 県道さいたま幸手線の占用を制限する区域の指定（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 埼玉県指定有形文化財（彫刻及び考古資料）の指定（文化資源課）
- 埼玉県指定有形文化財（建造物）の追加指定及び名称変更（文化資源課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

正誤

- 埼玉県川越県土整備事務所長告示第21号中訂正（川越県土整備事務所）

規 則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県公立学校教員採用志願手続及び選考試験等に関する規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三 埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める日までに教員免許状の受得見込確実な者として県教育長が認める者。

第四条中「埼玉県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）」を「県教育長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第3号

埼玉県迷惑行為防止条例施行規則及び埼玉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

(埼玉県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第1条 埼玉県迷惑行為防止条例施行規則(平成19年埼玉県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第6条第3号中「身体障害者用の車椅子」を「移動用小型車、同項第11号の4に規定する身体障害者用の車」に改める。

(埼玉県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 埼玉県道路交通法施行細則(昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項の表(2)の項中「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める。

別記様式第8の3中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

別記様式第18の3の2中「しんだんしょ診断書の^{ていしゆつ}提出を命ずる^{めい}結果」を「しんだんしょ診断書の^{ていしゆつ}提出を命ずる^{めい}理由」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の埼玉県道路交通法施行細則別記様式第8の3及び別記様式第18の3の2による用紙で、現に残存するものは、当分の間、これを使用することができる。

告示

埼玉県告示第百八十二号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県八潮市大字八條字入谷七百四十九番五の一部、七百四十九番六の一部、七百五十一番一の一部、七百五十一番三の一部、七百六十一番一の一部、七百六十二番の一部、七百六十三番の一部、七百六十四番二の一部、七百六十七番の一部、七百六十八番の一部、七百六十九番の一部、七百七十二番二の一部、七百七十二番三の一部、七百七十五番の一部、七百七十六番二の一部、七百七十七番二の一部、七百七十八番の一部、七百七十九番の一部、七百八十番の一部、七百八十九番一の一部、七百八十九番二の一部、七百九十番一の一部、七百九十番二の一部、七百九十四番一の一部、七百九十四番二の一部、七百九十五番一の一部、七百九十五番二の一部、七百九十六番二、七百九十六番三の一部、八百番三の一部、八百六番の一部、八百七番一の一部、八百七番二の一部、八百八番の一部、八百十二番四の一部、八百十八番の一部、八百二十九番一の一部、八百二十九番二の一部、八百二十九番四の一部、八百三十一番の一部、八百三十二番の一部、八百三十四番の一部、八百四十五番二の一部、八百四十六番の一部、大字八條字白鳥八百四十八番六の一部、八百四十八番八の一部、八百四十九番の一部、八百四十九番五の一部、八百五十番の一部及び八百五十一番の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

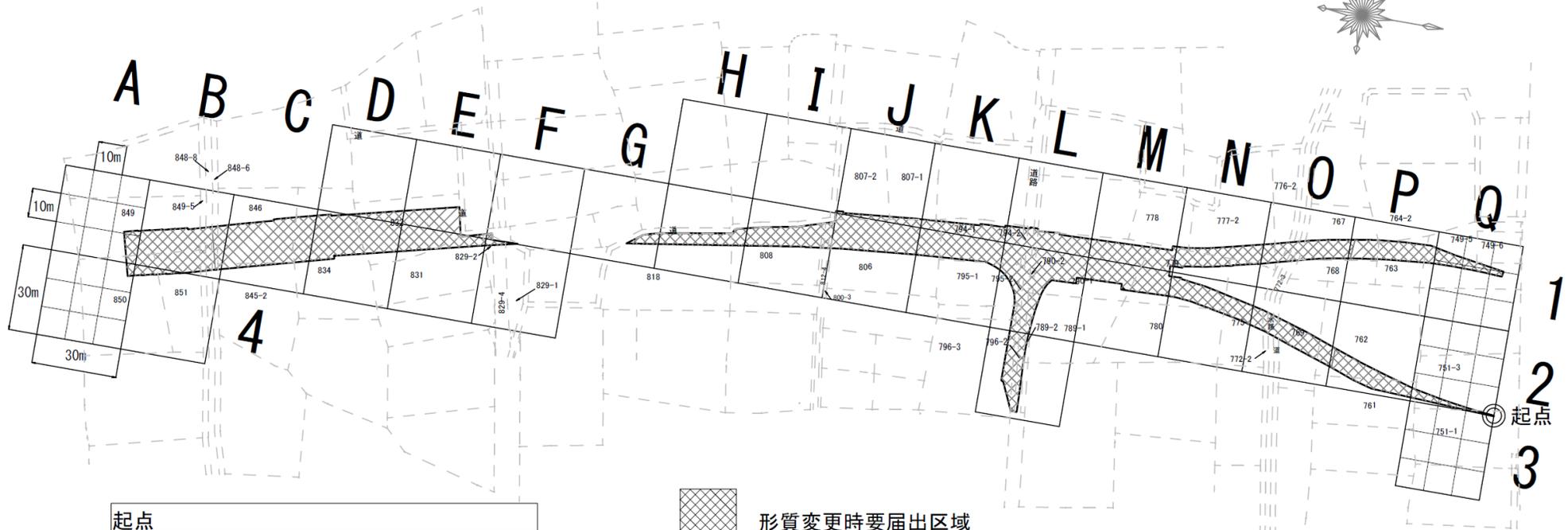
砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

四 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別図のとおり（一の区域と同じ）

別図



起点
 起点は埼玉県八潮市大字八條字入谷751-1
 の最北端とする

格子の回転角：回転なし

-  形質変更時要届出区域
-  敷地境界
-  地番境界

告 示

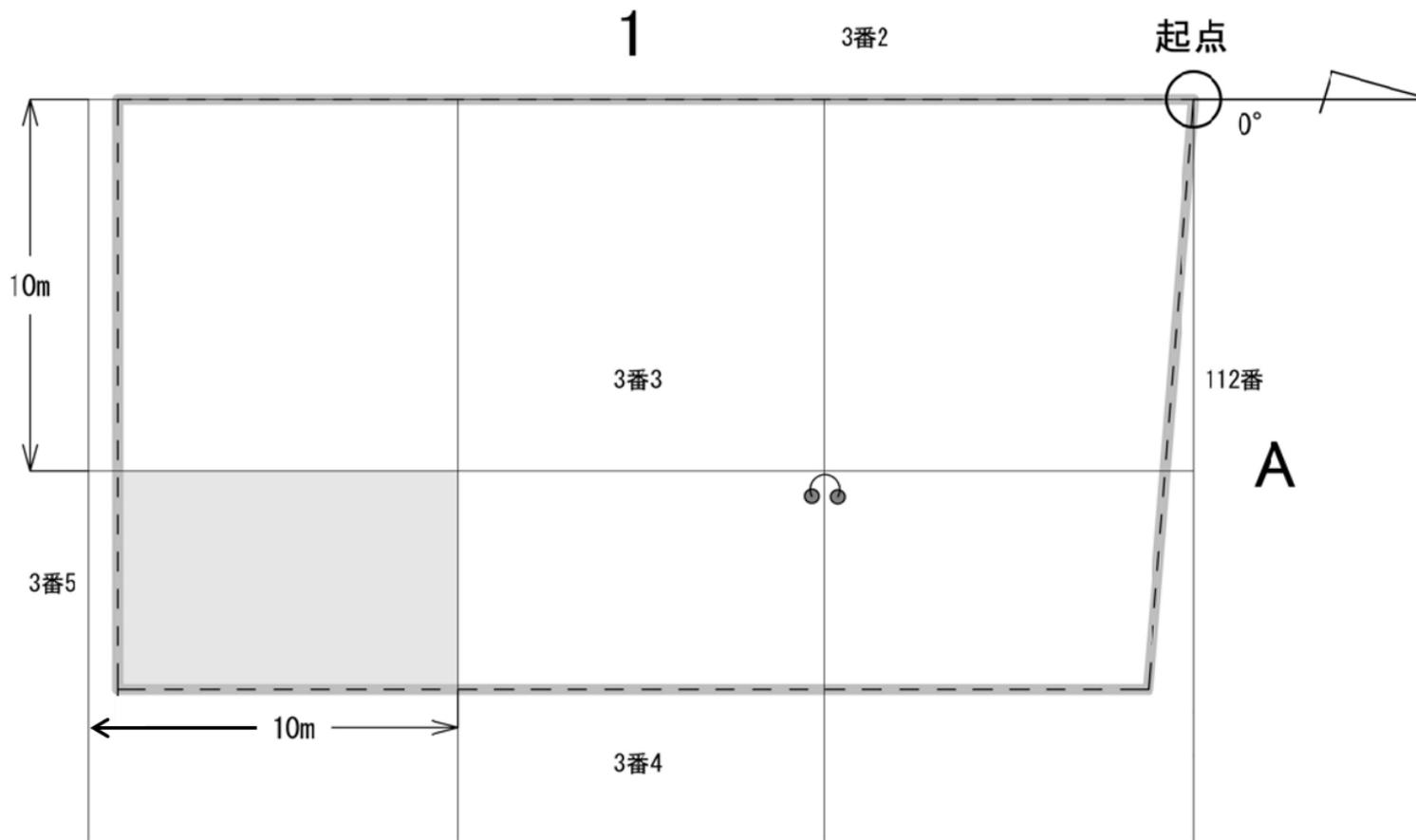
埼玉県告示第二百八十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県戸田市美女木東一丁目三番三の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ほう素及びその化合物



起点
起点は埼玉県戸田市美女木東一丁目
3番3の最北端とする

格子の回転角度 0°

-  形質変更届出区域に指定する区域
-  敷地境界
-  地番境界
-  区画統合

告示

埼玉県告示第二百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）三芳竹間沢商業施設計画

埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢字新開三百八十一番六

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社フーコット 代表取締役 新井紀明

埼玉県比企郡小川町大字小川四百六十番地一

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月七日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千四百二十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四七九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 三三立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前八時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

平面駐車場 午前七時四十五分から午後十時

二階駐車場 午前七時四十五分から午後十時

屋上駐車場 午前七時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前九時四十五分

ト 届出年月日

令和五年三月六日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア川口領家店

埼玉県川口市領家三丁目千八百六十九番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前零時

（変更後）午前零時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時三十分から翌午前零時三十分まで

（変更後）午前零時から翌午前零時まで

ハ 変更年月日

令和五年五月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月六日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア川口領家店

埼玉県川口市領家三丁目千八百六十九番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

（変更後）ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 田中純一

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 変更年月日

令和五年三月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月六日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第二百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス児玉店

埼玉県本庄市児玉町八幡山三十八番一

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十月二十五日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一三・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年二月二十四日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス嵐山店

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷字東側百三十六番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百九十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六二平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一六立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和五年三月二日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス坂田東店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）さいたまコープ コープ桶川店

埼玉県桶川市坂田東特定土地区画整理地内四街区一外

（変更後）ドラッグコスモス坂田東店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番六外

大規模小売店舗において小売業を行う者

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 代表理事 熊崎伸

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号

（変更後）株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四

階

ハ 変更年月日

令和五年四月一日

ニ 届出年月日

令和五年三月二日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第二百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス坂田東店

埼玉県桶川市坂田東三丁目二十七番六外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 四〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 四〇台

ハ 変更年月日

令和五年十一月三日

ニ 届出年月日

令和五年三月二日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ウエルシア新座野火止店

埼玉県新座市野火止六丁目十六番十三号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 松本忠久

東京都千代田区外神田二丁目二番十五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年十一月十日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百八十二平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四五台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二八台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一八・四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前零時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前零時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設一 午前六時から午後十時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

届出年月日

令和五年三月九日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

キャメリア

埼玉県川口市本町四丁目五番二十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 ステイブーン・ヘイズ・デイカス

東京都北区赤羽二丁目一番一号

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

ハ 変更年月日

令和四年一月六日外

ニ 届出年月日

令和五年三月七日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友所沢駅前店

埼玉県所沢市日吉一丁目十三番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 西武鉄道株式会社 代表取締役 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後） 西武鉄道株式会社 代表取締役 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日外

ニ 届出年月日

令和五年二月二十日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新所沢店

埼玉県所沢市緑町一丁目二十一番二十六号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

（変更後） 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号 外 計四者

ハ 変更年月日

令和四年一月六日外

ニ 届出年月日

令和五年二月二十日

二 縦覧期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年三月十七日から令和五年七月十七日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、美里第二土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名 氏名 住所

理事 原田 信次 埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一

同 中島 邦宜 同 白石千二百七番地一

同 高橋 忠弘 同 猪俣七百八十三番地

同 鈴木 昭治 同 同 三千百五十四番地

同 金子 延行 同 同 四十七番地

同 江黒 敏憲 同 同 千百六十六番地

同 卜部 久江 同 同 二千二百二十四番地

同 卜部 富美男 同 同 二千百九十六番地

同 岡本 仁 同 同 千四百七十六番地

同 卜部 俊夫 同 同 二千四百九番地

同 塩原 範夫 同 同 白石二千百五十二番地

同 小林 正明 同 同 同 千三百五十六番地

同 島崎 伸一 同 同 同 中里四百六十九番地一

同 岡田 和己 同 同 同 四十九番地一

同 関口 正美 同 同 同 五番地

同 川田 勝実 同 同 同 猪俣二千四百三十四番地

同 大澤 清則 同 同 同 白石千六百五十番地

同 鈴木 登志雄 同 同 同 古郡九百五番地一

二 退任

職名 氏名 住所

理事 原田 信次 埼玉県児玉郡美里町大字下児玉千百二十五番地一

同 中島 邦宜 同 同 白石千二百七番地一

同 高橋 忠弘 同 同 同 猪俣七百八十三番地

同 鈴木 昭治 同 同 同 三千百五十四番地

同 金子 延行 同 同 同 四十七番地

告 示

埼玉県告示第二百九十六号

県営土地改良事業（農業用ため池緊急耐震化対策事業）円良田湖地区の工事を令和四年三月二十九日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第二百九十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、同項に規定する監視伝染病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 実施の目的

牛のブルセラ症、結核、ヨ―ネ病、伝達性海綿状脳症、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫、馬の馬伝染性貧血及び馬パラチフス、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、豚及びいのししの豚熱、アフリカ豚熱、オーエスキ―病及び豚繁殖・呼吸障害症候群、家きんの高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ並びに蜜蜂の腐蛆^ヌ病の発生の予防及び予察

二 実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

イ ブルセラ症、結核、アカバネ病、牛ウイルス性下痢及び牛伝染性リンパ腫
県内で飼育している牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ロ ヨ―ネ病

県内で飼育している牛のうち、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号。ハ(2)及び五のハにおいて「省令」という。）第九条第二項第一号から第四号までに掲げる牛でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ハ 伝達性海綿状脳症

(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 省令第九条第二項第六号に掲げるめん羊又は山羊の死体でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ニ 馬伝染性貧血及び馬パラチフス

県内で飼育している馬でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ホ 豚熱及びアフリカ豚熱

(1) 県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

(2) 県内で捕獲し、又は死亡した野生のいのしし

へ オーエスキー病及び豚繁殖・呼吸障害症候群

県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

ト 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

県内で飼育している家きんでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

チ 腐蛆^そ病

県内で飼育している蜜蜂でその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 検査の方法

イ ブルセラ症

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

ロ 結核

(1) ツベルクリン検査

(2) その他の検査

ハ ヨーネ病及び伝達性海綿状脳症

省令別表第一に定める方法

ニ アカバネ病及び牛ウイルス性下痢

(1) 中和試験検査

(2) その他の検査

ホ 牛伝染性リンパ腫

(1) エライザ法による検査

(2) その他の検査

へ 馬伝染性貧血

(1) エライザ法による検査

(2) 寒天ゲル内沈降反応検査

(3) その他の検査
ト 馬パラチフス

(1) 凝集反応検査
(2) その他の検査

チ 豚熱

(1) 臨床検査
(2) エライザ法による検査
(3) その他の検査

リ アフリカ豚熱

(1) 臨床検査
(2) その他の検査

ヌ オーエスキー病

(1) エライザ法による検査
(2) ラテックス凝集反応検査
(3) その他の検査

ル 豚繁殖・呼吸障害症候群

(1) エライザ法による検査
(2) その他の検査

ヲ 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ

(1) ウイルス分離検査
(2) 血清抗体検査
(3) その他の検査

ワ 腐蛆病^そ

(1) 臨床検査
(2) その他の検査

六 その他

実施に関する細目については、実施の対象となる家畜若しくはその死体の所在地又は野生のいのししの捕獲若しくは死亡場所を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定により、豚及びいのししの所有者に対し、次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けることを命ずる。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 実施の目的
豚熱の発生の予防
- 二 実施する区域
県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
県内で飼育している豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の長が必要と認めるもの
- 四 実施の期日
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間において当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日
- 五 注射の方法
皮下又は筋肉内注射
- 六 その他
実施の細部については、当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の長の指示による。

告 示

埼玉県告示第二百九十九号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子基準点測量）

二 作業地域

さいたま市見沼区、川越市、熊谷市、秩父市、飯能市、春日部市、越谷市、入間市、久喜市、比企郡ときがわ町

三 作業期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年四月一日から終了の通知まで

告 示

埼玉県告示第三百一号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（航空重力測量）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年四月一日から令和五年七月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百二号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子国土基本図〔地図情報〕修正）

二 作業地域

埼玉県全域

三 作業期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第三百三号

測量計画機関である東松山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

東松山市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

東松山市大字神戸地内

四 作業期間

令和五年二月十六日から令和五年三月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第三百四号

令和四年埼玉県告示第千八百八十五号で公示した公共測量は、令和五年二月二十八日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

白岡市

二 都市計画事業の種類及び名称

蓮田都市計画道路事業三・四・四号 白岡駅西口線

三 事業施行期間

令和五年三月十七日から令和十一年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県白岡市白岡字神過、小久喜字相野谷、白岡字茶屋地内

ロ 使用の部分

なし

告示

埼玉県告示第三百六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路として次のとおり指定した。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

道路の種類	路線名	区間
県道	羽生停車場線	埼玉県羽生市中央一丁目一番一地先から 埼玉県羽生市南一丁目四番一地先まで
県道	羽生外野栗橋線	埼玉県羽生市南三丁目一番三〇地先から 埼玉県羽生市中央三丁目一番一三三地先まで

告 示

埼玉県告示第三百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により八潮市から草加都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第三百八号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十二番一号

日本環境マネジメント株式会社

二 取消年月日

令和五年三月十四日

告 示

埼玉県告示第三百九号

深谷市から深谷都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十号

深谷市から寄居都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第三百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第千五百四十五号で告示した大宮都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 施行者の名称
さいたま市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
さいたま都市計画下水道事業さいたま公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和三十年四月一日から令和七年三月三十一日まで
- 四 変更に係る事業地
 - イ 分流区域
 - (1) 汚水
 - (一) 収用の部分
変更なし
 - (二) 使用の部分
変更なし
 - (2) 雨水
 - (一) 収用の部分
変更なし
 - (二) 使用の部分
変更なし
 - ロ 合流区域
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第三百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十一号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業越谷公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第九十一号、昭和四十九年埼玉県告示第千四十八号、昭和五十七年埼玉県告示第四百七十七号、昭和五十九年埼玉県告示第千六百十九号、昭和六十三年埼玉県告示第四百八十九号、平成元年埼玉県告示第三百六十一号、平成三年埼玉県告示第六百七十二号、平成五年埼玉県告示第千七百二十八号、平成七年埼玉県告示第四百号、平成八年埼玉県告示第千八百九号、平成十年埼玉県告示第三百七号、平成十三年埼玉県告示第百六十八号、平成十五年埼玉県告示第六百八十七号、平成十六年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十七年埼玉県告示第千四百四十号、平成十九年埼玉県告示第百七号、平成二十三年埼玉県告示第四百号、平成二十六年埼玉県告示第九百八十六号、平成二十八年埼玉県告示第二百九十二号、令和三年埼玉県告示第四百二十号の事業地のうち、越谷市大字南荻島字左敷田地内において事業

地を変更する。

告 示

埼玉県告示第三百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号で告示した幸手都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和五年三月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

杉戸町

二 都市計画事業の種類及び名称

幸手都市計画下水道事業杉戸公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十六年九月一日から令和七年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十六年埼玉県告示第千三百二十号、昭和五十八年埼玉県告示第千二百四十一号、昭和六十年埼玉県告示第千六百十号、平成二年埼玉県告示第九百八十号、平成六年埼玉県告示第千四百十二号、平成七年埼玉県告示第八百三十二号、平成十二年埼玉県告示第三百七十四号、平成十三年埼玉県告示第五十一号、平成十五年埼玉県告示第七百四十一号、平成十九年埼玉県告示第三百七十三号、平成二十三年埼玉県告示第四十号、平成二十四年埼玉県告示第四百三十号、平成二十七年埼玉県告示第千三百十号、平成三十年埼玉県告示第百七十号、令和三年埼玉県告示第二百三十三号の事業地に、杉戸町大字才羽字を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 和光インター線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	和光市新倉二丁目二九五七番一 地先から同市新倉二丁目二九五七 番一 地先まで	区 間
一〇・二四 一・六二	八・五七 八・五七	敷地の幅員 (メートル)
五・四一		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備事業による		備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新倉蔵線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
和光市新倉一丁目四一〇番三地 先から同市新倉一丁目四一一二番 一地先まで		区 間
八・六七 一〇・一七	八・五九 八・六七	敷地の幅員 (メートル)
五二・〇四		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備事業による		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

<p>上尾環状線</p>	<p>路線名</p>
<p>桶川市朝日二丁目一一番一地从先から上尾市大字久保字街道一八番一地从先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成十年三月三十一日付け埼玉県告示第四百六十五号及び平成二十年八月二十九日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第九号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二三一・九〇メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 ふじみ野朝霞線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
明後三七二番一―地先まで 一番六地先から同市苗間字神 ふじみ野市苗間字神明後二五		区 間
一四・九〇ゝ 三五・六〇	一四・九〇ゝ 四二・六〇	敷地の幅員 (メートル)
四一・二八		延長 (メートル)
道路整備事業による ふじみ野朝霞線及びふじみ野市道		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	ふじみ野朝霞線
供用開始の区間	ふじみ野市苗間字神明後二五一番六 地先から同市苗間字神明後三七二番 一 一 地先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十日
備 考	令和五年三月十七日付け埼玉 県川越県土整備事務所長告示 第五号で告示した道路予定区 域の供用開始である。延長四 一・二八メートル

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路 線 名	日高川島線
供用開始の区間	日高市大字南平沢字八幡一五番一地先 から同市大字南平沢字宮ヶ谷戸六二〇 番一地先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十六日 午後三時
備 考	平成二十九年十一月十日 付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第十一号 で告示した道路予定区域 の供用開始である。 延長五四二・三一メー トル

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>平方東京線</p>	<p>路線名</p>
<p>八潮市中央一丁目一三六番地先から 同市中央一丁目一番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年一月二十一日 付け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第二号 で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。 延長一三・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>越谷流山線</p>	<p>路線名</p>
<p>三郷市後谷字大場添一六五番四地先から 同市前間字大月一四二番一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十日 午前十時</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和元年十二月三日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第十三号 で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。 延長五〇二・一〇メー トル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

さいたま幸手線	路線名
南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七三 番一地从同郡同町大字国納字沼端 三一一番九地先まで	供用開始の区間
令和五年三月十八日	供用開始の期日
令和五年一月三十一日付け埼玉県杉戸 県土整備事務所長告示第一号で告示した 道路予定区域の供用開始である。 延長 一五四・四六メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 さいたま幸手線

南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋二七三番一地先から

同郡同町大字国納字沼端三一一番九地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月十八日

告示

埼玉県教委告示第七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

一 日時

令和五年三月二十二日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について
- ロ 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則について
- ハ 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について
- ニ 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ホ 定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について
- ヘ 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ト 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則について
- チ 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則について
- リ 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則について
- ヌ 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ル 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ヲ 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則について
- ワ 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則について
- カ 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- コ 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ク 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則について
- ケ 学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則について
- ソ 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について

- ツ 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令について
- ネ 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について
- ナ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- ラ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ム 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令について
- ウ 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則について
- エ 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則について
- オ その他

告示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

種類	名称及び員数	所在地	所有者（管理者）
彫刻	木造飛天像 一躯	埼玉県秩父市中町二十五番十二号	札所十四番護持会
彫刻	木造釈迦如来坐像 一躯	埼玉県児玉郡美里町大字甘粕三百九十四番地	宗教法人多宝寺
考古資料	前原遺跡玉作工房関係遺物 五十五点	埼玉県熊谷市船木台四丁目四番地一	埼玉県
考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物 百七十二点	埼玉県熊谷市船木台四丁目四番地一	埼玉県
考古資料	反町遺跡玉作工房関係遺物 一点	埼玉県東松山市大字下野本五百二十八番地一	東松山市（東松山市教育委員会）

告示

埼玉県教委告示第九号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる埼玉県指定有形文化財に、同表中欄に掲げる文化財を追加して指定し、その名称及び員数を同表下欄のように改める。

令和五年三月十七日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

上欄		中欄	下欄
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数
三峰神社本殿 付 棟札一枚 柄（墨書）一本	昭和三十六年埼玉 県教委告 示第七号	三峯神社 拝殿 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館	三峯神社 本殿 付 棟札一枚 柄（墨書） 一本 拝殿 隨身門 国常立神社 日本武神社 手水舎 秩父宮台臨記念館

告示

埼玉県選管告示第十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和五年三月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

日 時	場 所	議 題
令和五年 三月二十三日(木) 午前十時	埼玉県民健康センタ 小会議室	1 公職選挙法施行令の規定によ る不在者投票を行うことができ る施設の指定について 2 その他
令和五年 三月三十一日(金) 午後七時	庁議室	1 埼玉県議会議員一般選挙につ いて 2 その他

正 誤

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号（令和四年十一月四日）中訂正

ページ 表中

二 区間

誤

ふじみ野市苗間字神明前二五

一番六地先から同市苗間字神

明前三七二番一〇地先まで

正

ふじみ野市苗間字神明後二五

一番六地先から同市苗間字神

明後三七二番一〇地先まで